

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（国土交通省）

制 度 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除		
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条、第 10 条の 2、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、第 5 条の 3 の 2、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4、第 42 条の 4 の 2、第 68 条の 9、第 68 条の 9 の 2、租税特別措置法施行令第 27 条の 4、第 27 条の 4 の 2、第 39 条の 39、第 39 条の 39 の 2、租税特別措置法施行規則第 20 条、第 22 条の 23）		
要 望 の 内 容	総額型控除上限の 10%引き上げ等		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 百万円 （▲235,800 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 我が国の研究開発投資総額（平成 20 年度：18.8 兆円）の約 7 割（同：13.6 兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 (2) 施策の必要性 我が国民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約 7 割を担っており、我が国のイノベーションの中核的な機能を果たしている。このような民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進し、我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、研究開発を促進するための税制措置が必要。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 1. ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標 4 4. 技術研究開発を推進する																																																																	
	政策の達成目標	指標: 2020年度までに官民合わせてGDP比4%以上の研究開発投資を行う。(新成長戦略 平成22年6月18日閣議決定)																																																																	
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置																																																																	
	同上の期間中の達成目標	指標: 民間研究開発投資の対 GDP 比率を主要先進諸国の中で最高水準に維持する。																																																																	
	合理性	我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率を維持している。 主要国の対GDP民間研究開発投資比率 (単位: %) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.40</td> <td>2.38</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.7</td> <td>0.82</td> <td>0.91</td> <td>1.01</td> <td>1.07</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.00</td> <td>2.18</td> <td>2.29</td> <td>2.49</td> <td>2.65</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.84</td> <td>1.79</td> <td>1.83</td> <td>1.89</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.11</td> <td>1.06</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.16</td> <td>1.19</td> <td>1.15</td> <td>1.11</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.87</td> <td>0.88</td> <td>0.79</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.36</td> <td>1.36</td> <td>1.30</td> <td>1.32</td> <td>1.31</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.76</td> <td>1.74</td> <td>1.72</td> <td>1.77</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.52</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> </tr> </tbody> </table> 出典: OECD 「Main Science and Technology Indicators 2009/01」		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.8	中国	0.7	0.82	0.91	1.01	1.07	韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65	アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93	イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15	カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05	ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年																																																														
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.8																																																														
中国	0.7	0.82	0.91	1.01	1.07																																																														
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65																																																														
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93																																																														
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15																																																														
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05																																																														
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72																																																														
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31																																																														
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77																																																														
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55																																																														
有効性	要望の措置の適用見込み	○控除上限を10% (20%→30%) 引き上げた場合の減収見込額 406億円 (財務省試算をもとに経済産業省にて試算) (注) 経済産業省において、アンケートを実施しており、今後、独自に適用見込みを試算することを検討中																																																																	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	経済波及効果の試算 (※8月30日現在の経済産業省実施アンケート回収データに基づく) 【①総額型・②特別試験研究税制・③中小企業技術基盤強化税制(控除限度額20%)】 ●減税による研究開発投資の押し上げ効果の試算 研究開発税制利用実態調査結果(平成22年度経産省実施、以下、「利用実態調査」)及び中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成22年度中企庁実施)を基に、平成22年度1年間の減税による研究開発投資押し上げ効果を次のとおり試算。																																																																	

			<p>①平成22年度減収額: 1, 712億円(財務省試算)</p> <p>②平成22年度減収額: 1. 08億円(財務省試算)</p> <p>③平成22年度減収額: 153. 87億円(財務省試算)</p> <p>↓ ①・②研究開発税制による研究開発投資押上げ効果: 1.38 倍</p> <p>↓ ③中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果: 1. 70倍</p> <p>①研究開発投資押上げ額: 2, 362億円(1,712 億円×1.38)</p> <p>②研究開発投資押上げ額: 1. 49億円(1.08 億円×1.38)</p> <p>③研究開発投資押上げ額: 262億円(153.87 億円×1.70)</p> <p>●減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算</p> <p>上記を基に、押し上げられた研究開発投資中長期的に及ぼすGDP 押上げ効果を、マクロモデル(平成16年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを、平成22年度経産省調査等を基に最新化して利用)により次のとおり試算。</p> <p>①研究開発投資押上げ額: 1, 712億円</p> <p>↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算)</p> <p>・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度～平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:</p> <p><u>約9, 146億円</u></p> <p>同様の計算により、平成22年度～平成31年度までの10年間におけるGDP押上げ効果は以下のとおり。</p> <p>②: <u>約6億円</u></p> <p>③: <u>約1, 015億円</u></p> <p>【④経済対策(総額型等控除上限の10%引上げ)部分】</p> <p>上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。</p> <p>・平成22年度減収額(大企業分): 372億円(財務省試算を基にした経産省試算)</p> <p>・平成22年度減収額(中小企業分): 34億円(財務省試算を基にした経産省試算)</p> <p>↓</p> <p>・10年間(平成 22～31 年度)累計のGDP押上げ効果(<u>大企業分</u>): <u>約1, 990億円</u></p> <p>・10年間(平成 22～31 年度)類型のGDP押上げ効果(<u>中小企業分</u>): <u>約223億円</u></p>
	相 当 性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>なし</p> <p>政府全体において、様々な研究開発予算の要求が行われる予定。</p>

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又はフェイズにおける成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは対象を異にするものである。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>我が国においては、 ①企業等が実施する研究開発は、国全体の研究開発に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、 ②企業等が実施する研究開発投資の殆どを企業等自身が負担し(98.5%)、 ③政府による企業等への直接支援は少ない(0.9%、主要国中最低)。 したがって、我が国のイノベーションを活性化するためには、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが重要であり、このため、昭和42年に研究開発税制が創設されて以来、累次の拡充が行われてきている。 なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近年、拡充されている。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減収額実績（うち、税法上の中小企業分） 平成15年度 1,046億円（21億円） 平成16年度 4,242億円（147億円） 平成17年度 5,663億円（307億円） 平成18年度 5,820億円（305億円） 平成19年度 6,269億円（167億円） 平成20年度 2,881億円（246億円） （出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」） （参考） 平成21年度 2,540億円 平成22年度 2,358億円 （財務省による減収額試算） ・利用実績（うち、税法上の中小企業分） 平成19年度 8,479事業年度（5,747事業年度） 平成20年度 7,912事業年度（4,657事業年度） （出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」） （注）上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発税制の利用企業数では、中小企業が6割を占めると推測される。なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。
		<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>企業の研究開発費の推移(うち、税法上の中小企業分) 平成14年度 114,969億円(2,862億円) 平成15年度 117,047億円(6,444億円) 平成16年度 118,479億円(4,823億円) 平成17年度 127,272億円(5,347億円) 平成18年度 133,107億円(5,004億円) 平成19年度 138,030億円(4,026億円) 平成20年度 136,138億円(3,676億円) （出典：総務省「科学技術研究調査報告書」）</p> <p>対象試験研究費（国土交通省） 平成19年度 2,131億円</p>

		平成20年度 2,391億円 平成21年度 1,273億円(見込み) 平成22年度 1,833億円(見込み)
	前回要望時の達成目標	民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	概ね達成しているが、各国の追い上げを受けている状況。
これまでの要望経緯	昭和42年度 創設	増加した試験研究費の25%税額控除
	昭和43年度 拡充	12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分…25%税額控除
	昭和49年度 縮減	15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分…25%税額控除
	昭和51年度 縮減	増加した試験研究費の20%税額控除
	昭和60年度 拡充	基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設
	昭和63年度 拡充	特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算
	平成5年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)
	平成6年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)
	平成7年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)
	平成9年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)
	平成11年度 拡充	比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合(当期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越える場合に限る)には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を税額控除する)制度へ改組。特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税額の12%相当額(特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人(所得)税額の14%相当額を限度)に変更。
		縮減
	平成13年度 拡充	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加える。

	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成15年度	創設	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設
平成18年度	創設	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設
平成20年度	縮減 創設	税額控除率の2%上乗せ措置の廃止 試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度（増加型）の創設
平成21年度	拡充	売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	（経済対策）試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除ができる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、 ②平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。
平成22年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を2年延長（23年度末まで）